



第2次 玉名市総合計画 後期計画

参考資料

1. 策定の経過と体制
2. 策定審議会委員名簿
3. 諮問と答申
4. 高校生ワークショップ
5. 関係例規
6. 主な個別計画
7. 令和2年度市民意識調査結果(抜粋)

1 策定の経過と体制

(1) 策定経過

期日	項目
令和3年3月 ～令和3年4月	市民意識調査の実施
令和3年4月23日	第1回起案委員会
令和3年6月2日	第1回玉名市総合計画策定審議会 ・策定審議会委員の委嘱(会長及び副会長選出) ・策定審議会へ第2次玉名市総合計画後期基本計画の基本構想見直し及び後期基本計画策定の諮問 ・総合計画の趣旨、策定体制、スケジュールについて ・市民意識調査について ・第2次総合計画後期基本計画の基本構想修正(案)について
令和3年6月3日	議会全員協議会で第2次玉名市総合計画基本構想の見直しについて説明
令和3年6月12日	第1回高校生ワークショップ テーマ:「玉名市(自分たち)をふりかえろう ～玉名の良いところ、悪いところ～」
令和3年6月19日	第2回高校生ワークショップ テーマ:「玉名の課題を解決するための公約づくり」
令和3年7月8日 ～令和3年7月29日	第1回各課ヒアリング ・第2次玉名市総合計画前期基本計画の進捗状況について ・基本構想の見直しについて
令和3年8月16日	第2回玉名市総合計画策定審議会(書面開催) ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い書面にて開催 ・第2次玉名市総合計画 基本構想(案)について
令和3年8月20日	玉名市総合計画策定審議会から基本構想(案)の答申
令和3年8月23日	第2回起案委員会
令和3年8月27日	庁議(基本構想の見直しについて)
令和3年8月30日	議案(基本構想の変更について)の上程 議会全員協議会で第2次玉名市総合計画基本構想の変更について説明
令和3年9月29日	第2次玉名市総合計画基本構想の変更について議会議決
令和3年9月30日 ～令和3年10月8日	第2回各課ヒアリング ・後期基本計画 基本目標1、6、7の施策内容について
令和3年10月29日	第3回玉名市総合計画策定審議会 ・後期基本計画 基本目標1、6、7の施策内容について ・市民意識調査の報告について ・高校生ワークショップの報告について
令和3年11月1日 ～令和3年11月26日	第3回各課ヒアリング ・後期基本計画 基本目標2、3、4、5の施策内容について
令和3年12月23日	第4回玉名市総合計画策定審議会 ・前回策定審議会の指摘事項に対する検討結果について ・後期基本計画 基本目標2、3の施策内容について
令和4年1月12日	第5回玉名市総合計画策定審議会 ・前回策定審議会の指摘事項に対する検討結果について ・序論について ・後期基本計画 基本目標4、5の施策内容について
令和4年1月17日 ～令和4年1月28日	後期基本計画(案)のパブリックコメントの実施 (意見数2件)
令和4年2月3日	第6回玉名市総合計画策定審議会(書面開催) ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い書面にて開催 ・第2次玉名市総合計画後期基本計画(案)について ・パブリックコメントの結果について
令和4年2月7日 ～令和4年2月14日	第3回起案委員会(書面開催)
令和4年2月18日	玉名市総合計画策定審議会から基本計画(案)の答申
令和4年2月21日	第3回起案委員会
令和4年2月24日	庁議(後期基本計画(案)の策定について)
令和4年3月31日	第2次玉名市総合計画後期計画の策定

(2) 策定体制

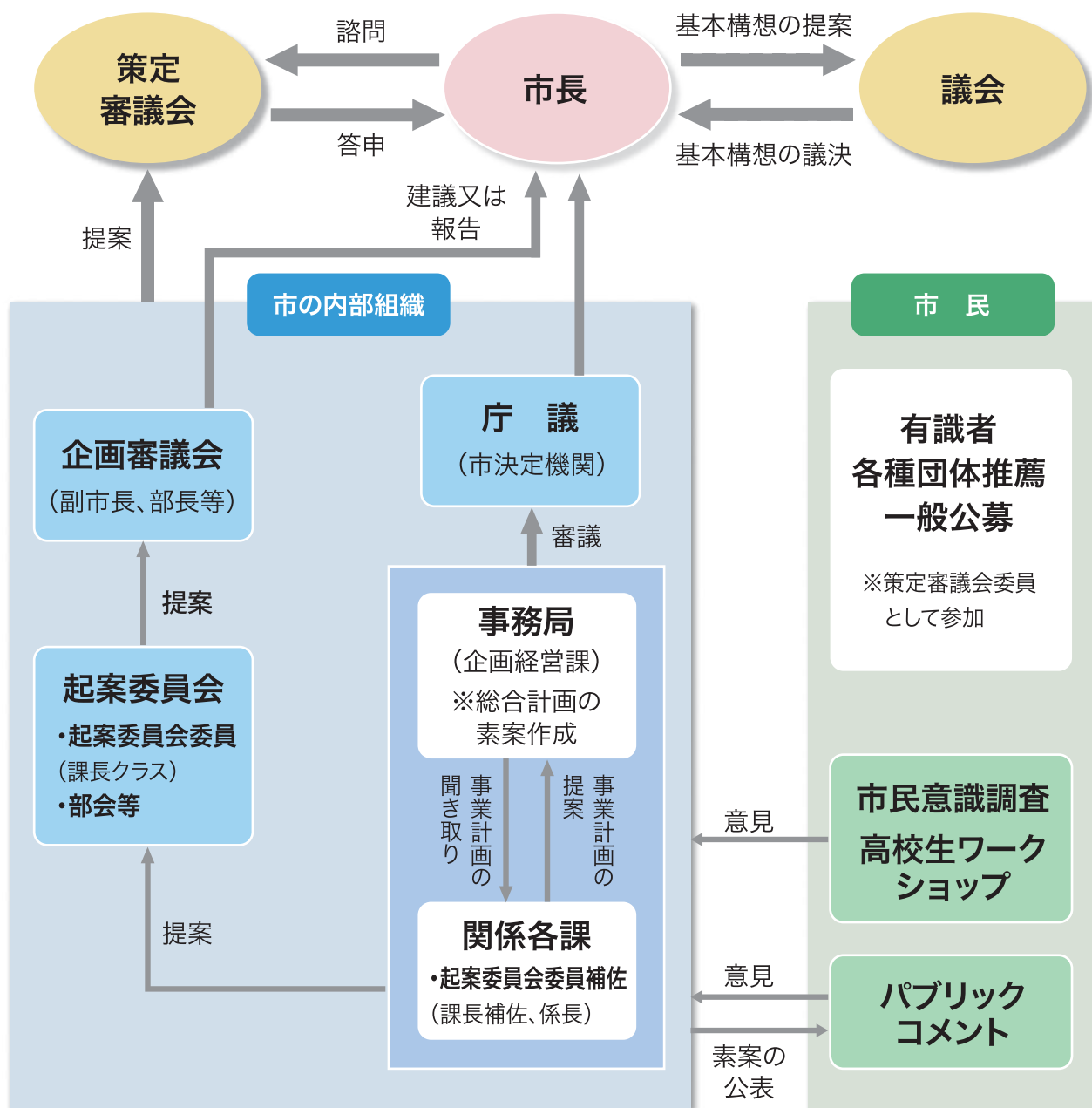
第2次玉名市総合計画書

基本構想の見直し 令和4年4月～令和9年3月【5年間】

市長の諮問、策定審議会答申、市長提案、議会議決で決定

後期基本計画 令和4年4月～令和9年3月【後期5年間】

市長の諮問、策定審議会答申、庁議を経て、市長が決定



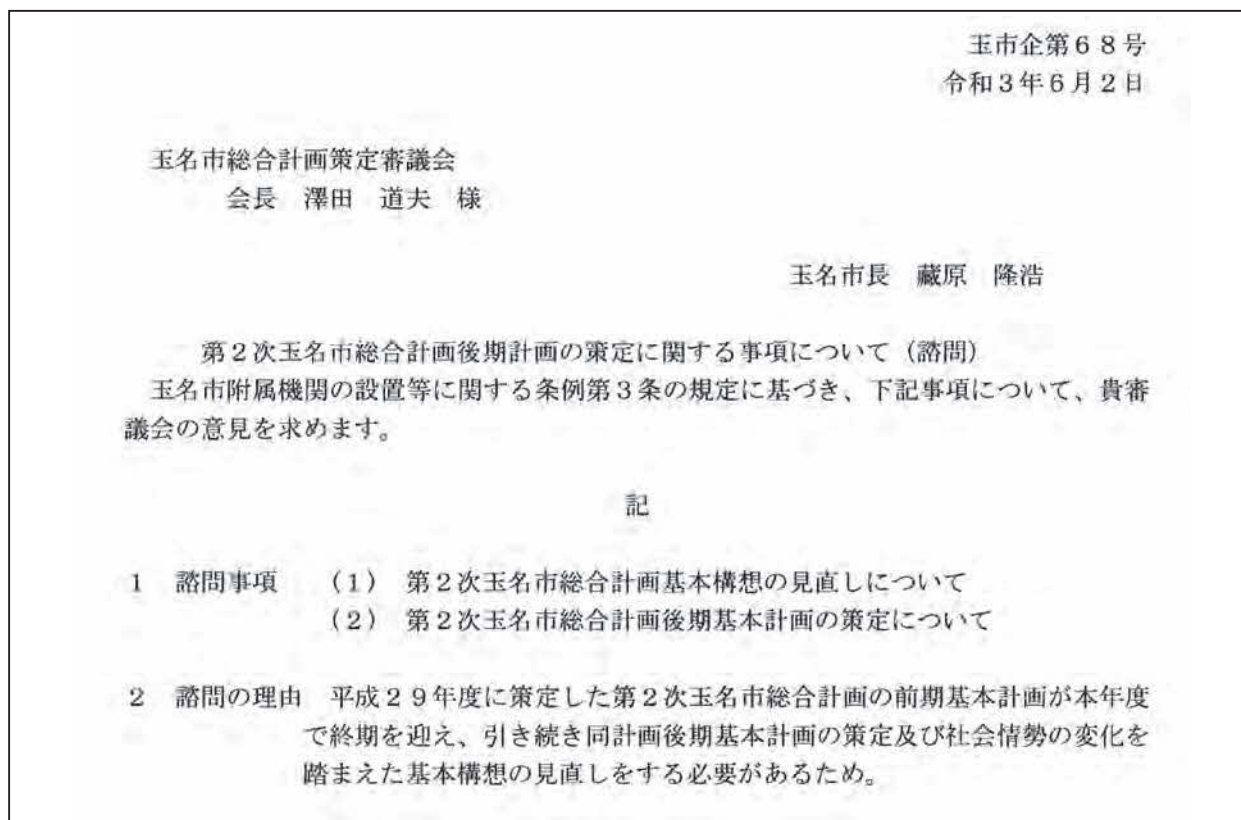
2 策定審議会委員名簿

No	役職	氏名	所属団体・役職	備考
1	会長	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部 学部長・教授	
2	副会長	濱本 智子	地方独立行政法人くまもと県北病院 総務課長	
3	委員	田中 尚人	熊本大学熊本創生推進機構 准教授	
4		中野 聡太	九州看護福祉大学リハビリテーション学科 准教授	
5		弓削 里恵子	国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所 玉名出張所 所長	
6		無田 英昭	熊本県県北広域本部玉名地域振興局 局長	
7		小柳 錦也	有明広域行政事務組合消防本部玉名消防署 署長	
8		浦津 健次	玉名農業協同組合 代表理事組合長	~8/9
		前本 勝	玉名農業協同組合 代表理事常務	8/10~
9		川上 勝子	玉名地球温暖化対策地域協議会 環境応援団 エコの環たまな 理事	
10		山田 邦男	玉名商工会議所 副会頭	
11		中山 智子	玉名市商工会 女性部委員	
12		水本 利恵子	玉名観光協会 理事	
13		堀本 武司	玉名ロータリークラブ 会長	
14		熊野 有郎	玉名青年会議所 理事長	
15		小林 繁子	玉名国際交流協会 理事	
16		永井 正治	玉名市区長会協議会 会長	
17		杉本 陽子	玉名市民生委員児童委員連絡協議会 第3民生委員児童委員協議会 会長	
18		折戸 裕子	玉名市PTA連絡協議会 事務局長	
19		林田 優子	玉名市文化協会 副会長	
20		森木 美樹	玉名市社会福祉協議会 権利擁護課長	
21		二宮 球美	玉名市子ども子育て会議 会長	
22		橋本 孝	玉名市水産連絡会議 副会長	
23		石津 純子	女性人材リスト	
24		大野 次征	一般公募	
25	福富 雅仁	一般公募		

※順不同

3 諮問と答申

(1) 諮問



市長から審議会会長へ諮問



審議会会長・副会長から市長へ基本構想の答申



審議会会長・副会長から市長へ基本計画の答申

(2) 答申

○基本構想

令和3年8月20日

玉名市長 藏原 隆浩 様

玉名市総合計画策定審議会
会長 澤田 道夫

第2次玉名市総合計画後期計画の策定に関する事項について（答申）

令和3年6月2日付け玉市企第68号で諮問のありました、第2次玉名市総合計画基本構想の見直しについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

なお、総合計画の推進に当たっては、審議の過程において出された玉名市総合計画策定審議会委員の意見及び市民意識調査の結果など、審議会の意見を十分に反映していただき、将来像の実現に向け最善を尽くされるよう要望します。

- 1 第2次玉名市総合計画基本構想（案）

○基本計画

令和4年2月18日

玉名市長 藏原 隆浩 様

玉名市総合計画策定審議会
会長 澤田 道夫

第2次玉名市総合計画後期計画の策定に関する事項について（答申）

令和3年6月2日付け玉市企第68号で諮問のありました、第2次玉名市総合計画後期基本計画の策定について、慎重に審議した結果、別紙のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

なお、総合計画の推進に当たっては、審議の過程において出された玉名市総合計画策定審議会委員の意見、市民意識調査及びパブリックコメントの結果など、審議会の意見を十分に反映していただき、将来像の実現に向け最善を尽くされるよう要望します。

また、後期計画の実現に向けて推進体制の確立を図るとともに、その進行管理についても誠実かつ適正に実施されるよう要望します。

- 1 第2次玉名市総合計画後期基本計画（案）

4 高校生ワークショップ

(1) 目的

市の総合計画の後期基本計画を策定するに当たり、次代を担う若者の意見や意向などを把握し、今後の市の施策や運営に生かすために実施した。

(2) 開催日時及び開催場所

■日時: 第1回…令和3年6月12日(土) 13:30～16:00

第2回…令和3年6月19日(土) 13:30～16:30

■場所: 玉名市役所4階会議室

(3) 参加者

No	所属校	氏名
1	県立玉名工業高校	松本 愛華
2		内村 壮志
3		宮田 凌宇
4		橋本 学杜
5		島永 彩望
6	専修大学玉名高校	松本 一紗
7		山下 ひかり
8		石橋 楓
9		野口 明日香
10		柳 遥香

No	所属校	氏名
11	県立玉名高校	有働 若菜
12		日高 望恵
13		堀 愛菜
14		岩尾 理子
15		大久保 風香
16	県立北稜高校	松岡 永輝
17		堀口 麗華
18		小柳 虹海
19		木村 晋英

(4) プログラム

第1回(6月12日)

- 開会
- 玉名市総合計画について
- グループワーク アイスブレイク(他已紹介)
- 講演「SDGsって何だ」
～県立大学:田中特任教授～
- グループワーク1
:田中先生の講演を聞いた感想の共有
:玉名市(自分たち)をふりかえろう
～玉名の良いところ、悪いところ～
- ギャラリーウォーク
- 発表
- 閉会

第2回(6月19日)

- 開会
- 前回のふりかえり
- グループワーク2
:人口問題について考える
- グループワーク3
:玉名の課題を解決するための公約づくり
- 発表
- 市長講評
- 閉会挨拶
- 全体写真撮影

【ワークショップの様子】

第1回目の様子



第2回目の様子



5 関係例規

玉名市附属機関の設置等に関する条例

平成27年3月31日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。
(所掌事務)

第3条 別表附属機関の欄に掲げる附属機関は、それぞれ同表所掌事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表事務の内容の欄に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
以下(略)

※玉名市総合計画策定審議会の箇所を抜粋

執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	玉名市総合計画策定審議会	(1) 玉名市総合計画の策定に関すること。	審議	25人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	2年

玉名市総合計画策定審議会の組織及び運営に関する規則

平成27年3月31日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、玉名市附属機関の設置等に関する条例(平成27年条例第2号)第6条の規定に基づき、玉名市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することが適当でないと議長が認めるときは、審議会に諮った上で公開しないことができる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画経営部企画経営課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後及び玉名市附属機関の設置等に関する条例第5条第1項に規定する任期が満了した後最初に開く審議会の会議については、市長が招集する。

玉名市総合計画策定に関する規程

平成27年3月31日
訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、玉名市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市のまちづくり及び市政運営の最も基本となる中長期的な計画で、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の将来像及びこれを具体化するための基本的な目標又は主要な施策の大綱を定めたものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想で定められた主要な施策の大綱を達成するために実施する施策又はその概要を体系的に示したものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示された施策を実現するための個別の事業を表したもので、毎年度の予算編成の指針となるものをいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、市勢の発展に資する長期的視点及び広域的視野に立ち、市民の総意を反映させる手段を用いて策定するよう努めなければならない。

(計画期間等)

第4条 基本構想の計画期間は、10年とする。

- 2 基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間を前期及び後期に区分したそれぞれ5年とする。
- 3 基本計画は、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができないものとする。
- 4 実施計画の計画期間は、単年度ごとに区分した3年とする。
- 5 実施計画は、1年度を経過するごとに検討を加え、毎年策定するものとする。

(起案委員会)

第5条 総合計画を策定するため、総合計画起案委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、企画経営部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 5 委員は、関係部課等の長をもって充てる。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委員会の職務)

第6条 委員会の委員は、上司の指揮を受けて、所属する課における次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 総合計画の立案に必要な資料の収集及び調製に関すること。
- (2) 総合計画の企画及び検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関すること。

(部会等)

第7条 委員会に、委員会の会議に必要な調査又は調整を行わせるため部会その他必要な組織(以下「部会等」という。)を置くことができる。

2 部会等の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員補佐)

第8条 総合計画策定に関する事務を担当させるため、関係部課等に総合計画起案委員補佐(以下「委員補佐」という。)を置く。

2 委員補佐は、委員が所属する部課等に所属する職員のうちから、委員が推薦し、市長が任命する。

(委員補佐の職務等)

第9条 委員補佐は、自らが所属する部課等の委員を補佐し、又は委員の指示を受けて代理する。

2 委員補佐は、委員長の求めに応じ、自らが所属する部課等の上司の指揮を受けて総合計画の策定に関する資料を作成し、委員長に提出するものとする。

(基本構想及び基本計画)

第10条 基本構想及び基本計画は、第3条に規定する計画策定の原則に従い、委員会で案を作成し、庁議を経て市長が決定する。

2 前項に規定する基本構想及び基本計画の決定に当たっては、玉名市附属機関の設置等に関する条例(平成27年条例第2号)に規定する玉名市総合計画策定審議会に諮問し、意見を聴かなければならない。

3 基本計画は、各分野の現状及び課題を分析の上具体的に実施する施策を体系的に整理し示すものとする。

(実施計画)

第11条 実施計画は、関係部課等の長が基本計画等を踏まえて作成した実施計画調書に基づき、企画経営部長が総合調整を行った上で案を作成し、庁議を経て市長が決定する。

2 前項に規定する実施計画の決定に当たっては、必要に応じ企画審議会の審議に付するものとする。

(参考資料の送付)

第12条 関係部課等の長は、総合計画に関する事務の参考となると考えられる資料は、企画経営課長に送付するものとする。

2 企画経営課長は、関係部課等の事務の参考となると考えられる資料は速やかに当該関係部課等の長に送付するものとする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、企画経営部企画経営課において処理する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

6 主な個別計画

第1章 基本目標1 自然と暮らしを守る ふるさとづくり

- 第2次玉名市環境基本計画
計画期間：平成31年（令和元年）度～令和10年度／平成31年3月策定
- 玉名市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
計画期間：平成30年度～令和12年度／平成30年3月策定
- 一般廃棄物処理基本計画 ※玉名市を含む有明広域行政事務組合で策定
計画期間：令和元年度～令和15年度／令和2年3月策定
- 玉名市地域防災計画
計画期間：毎年度見直し
- 玉名市水防計画
計画期間：毎年度見直し
- 玉名市国土強靱化地域計画
計画期間：令和2年度～令和6年度／令和2年3月策定
- 玉名市国民保護計画
計画期間：計画期間の定めなし／平成19年3月策定
- 第11次玉名市交通安全計画
計画期間：令和3年度～令和7年度／令和4年2月策定
- 玉名市空家等対策計画
計画期間：令和4年度～令和8年度／令和4年3月策定

第2章 基本目標2 人と文化を育む 地域づくり

- 第3期玉名市教育振興基本計画（笑顔を育む玉名の教育プラン）
計画期間：令和2年度～令和6年度／令和2年3月策定
- 第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画
計画期間：令和4年度～令和13年度／令和4年3月策定
- 玉名市小中一貫教育推進計画
計画期間：計画期間の定めなし／平成25年3月策定
- 玉名市スポーツ推進計画
計画期間：平成29年度～令和8年度／平成29年3月策定
- 玉名市文化振興基本計画
計画期間：計画期間の定めなし／平成27年3月策定

第3章 基本目標3 賑わいと活力ある 産業づくり

- 第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略
計画期間：令和2年度～令和6年度／令和2年3月策定
- 玉名市食料・農業・農村基本計画
計画期間：平成29年度～令和8年度／平成29年3月策定
- 玉名市森林整備計画
計画期間：令和2年度～令和11年度／令和2年4月変更

- 玉名市観光振興計画

計画期間：平成25年度～令和4年度／平成25年3月策定

- 玉名市6次産業推進計画（第4期）

計画期間：令和2年度～令和4年度／平成31年3月策定

第4章 基本目標4 便利で快適な 都市づくり

- 玉名市都市計画マスタープラン

計画期間：平成26年度～令和15年度／平成26年3月策定

- 玉名市立地適正化計画

計画期間：令和4年度～令和22年度／令和4年3月策定

- 玉名市橋梁長寿命化修繕計画

計画期間：平成26年度～令和5年度／平成26年3月策定

- 新玉名駅周辺等整備基本計画

計画期間：平成30年度～令和9年度／平成30年6月策定

- 新玉名駅周辺整備方針

計画期間：計画期間の定めなし／令和2年8月策定

- 玉名市住生活基本計画（住宅マスタープラン）

計画期間：令和3年度～令和12年度／令和3年2月策定

- 玉名市公営住宅等長寿命化計画

計画期間：令和3年度～令和12年度／令和3年2月策定

- 玉名市建築物耐震改修促進計画

計画期間：平成29年度～令和8年度／平成29年3月改定

- 玉名市都市公園施設長寿命化計画

計画期間：平成28年度～令和7年度／平成28年3月策定

- 玉名市景観計画

計画期間：計画期間の定めなし／平成28年9月策定

- 玉名市新水道ビジョン

計画期間：令和2年度～令和11年度／令和2年3月策定

- 玉名市下水道事業経営戦略

（公共下水道事業、農業集落排水事業特、定地域生活排水処理事業）

計画期間：平成29年度～令和5年度／平成29年3月策定

- 第3次玉名市情報化推進計画

計画期間：平成30年度～令和4年度／平成30年3月策定

第5章 基本目標5 健康で安心な 福祉づくり

- 第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画

計画期間：令和2年度～令和6年度／令和2年3月策定

- 第3期玉名市障がい者計画

計画期間：平成30年度～令和5年度／平成30年3月策定

- 第6期玉名市障がい福祉計画・第2期玉名市障がい児福祉計画
計画期間：令和3年度～令和5年度／令和3年3月策定
- 第8期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
計画期間：令和3年度～令和5年度／令和3年3月策定
- 玉名市地域福祉計画
計画期間：平成30年度～令和4年度／平成30年3月策定
- 第2期玉名市保健事業実施計画（データヘルス計画）
計画期間：平成30年度～令和5年度／令和3年3月変更

第6章 基本目標6 公平で誇りの持てる 社会づくり

- 玉名市自治基本条例推進アクションプラン
- 第2次玉名市人権教育・啓発基本計画
計画期間：平成30年度～令和9年度／平成30年3月策定
- 第3次玉名市男女共同参画計画
計画期間：平成30年度～令和4年度／平成30年3月策定
- 玉名市女性職員活躍推進特定事業主行動計画【後期計画】
計画期間：令和3年度～令和7年度／令和3年3月策定

第7章 基本目標7 健全な行政運営

- 玉名市公共施設等総合管理計画
計画期間：平成28年度～令和37年度／平成28年3月策定
- 玉名市公共施設適正配置計画
計画期間：計画期間の定めなし／平成25年3月策定
- 玉名市公共施設長期整備計画
計画期間：平成28年度～令和37年度／平成28年3月策定
- 令和2年度玉名市中期財政計画
計画期間：令和3年度～令和7年度／令和2年10月策定
- 玉名市人材育成基本方針
計画期間：計画期間の定めなし／令和3年3月策定
- 玉名市職員定員管理基本方針
計画期間：平成31年（令和元年）度～令和5年度／令和元年12月策定
- 第2期玉名圏域定住自立圏共生ビジョン
計画期間：令和4年度～令和8年度／令和4年3月策定

7 令和2年度市民意識調査結果(抜粋)

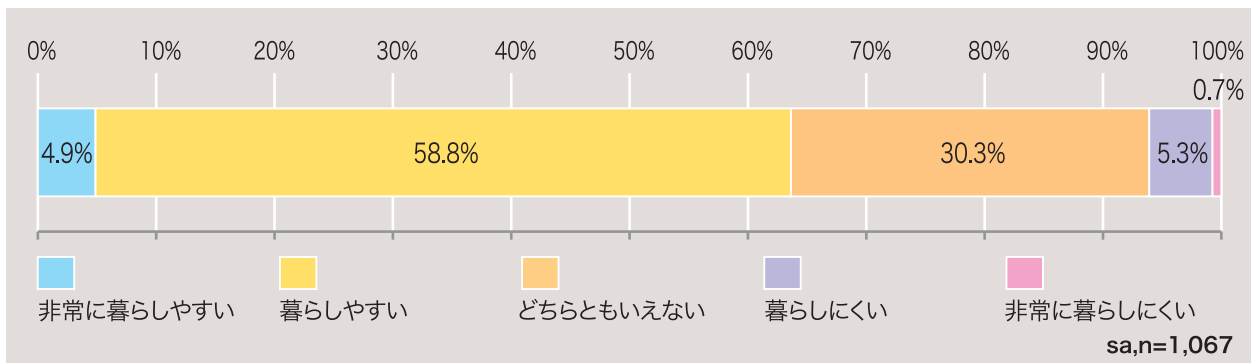
実施: 令和3年3月～同年4月

対象: 令和3年2月1日現在、20歳以上80歳未満の玉名市民から無作為抽出により3,000人を選出

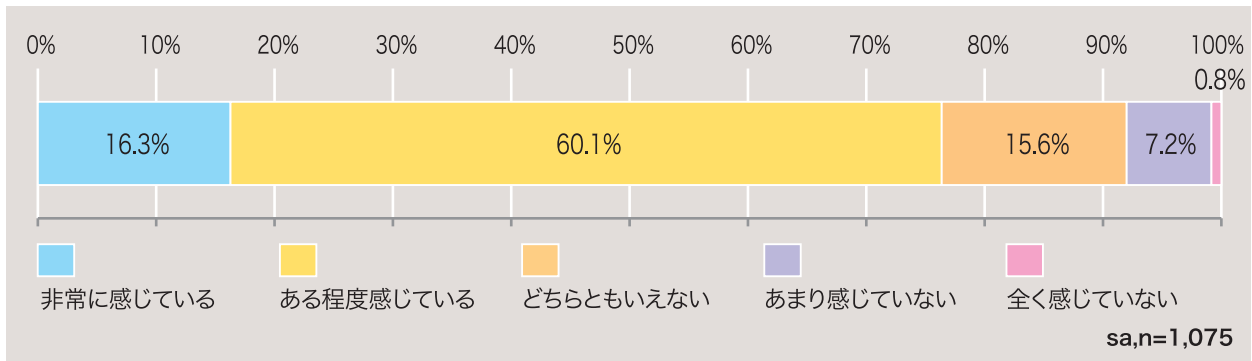
調査方法: 郵送による配布・回収

回収数: 1,088人、回収率36.3%

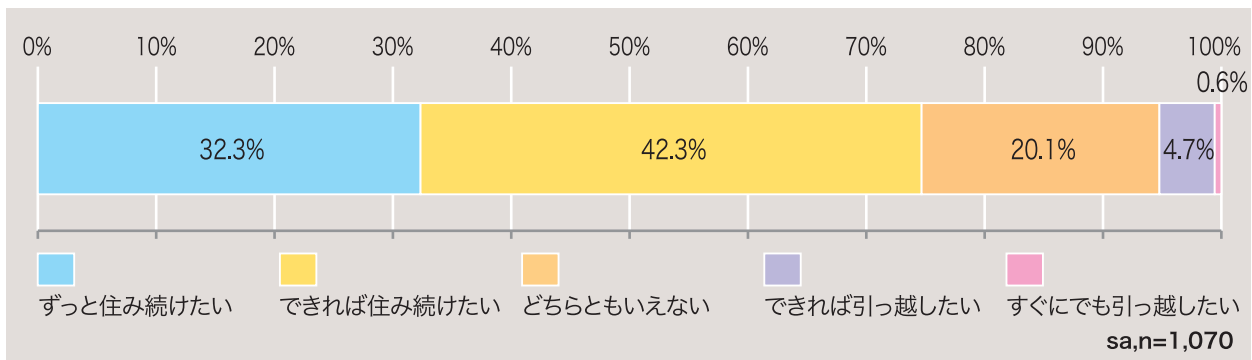
問: 玉名市は全体的に暮らしやすいまちだと思いますか。



問: 玉名市に愛着や親しみを感じていますか。



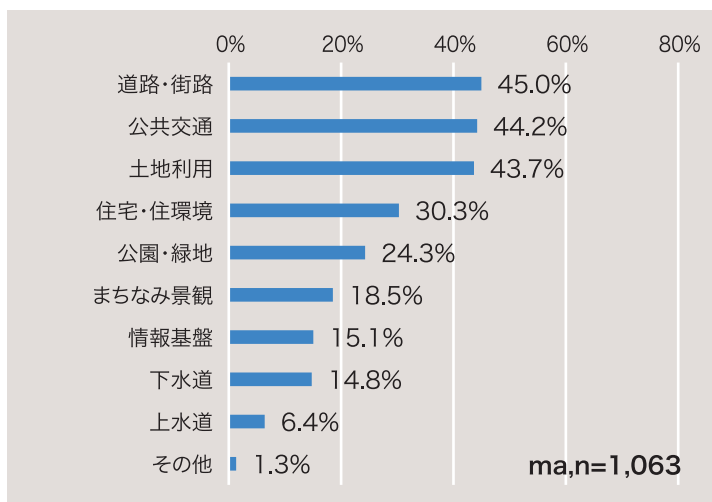
問: これからも玉名市に住み続けたいと思いますか。



問:今後(今後も)市が重点的・優先的に取り組むべき施策は、どのような分野であるべきと考えますか。

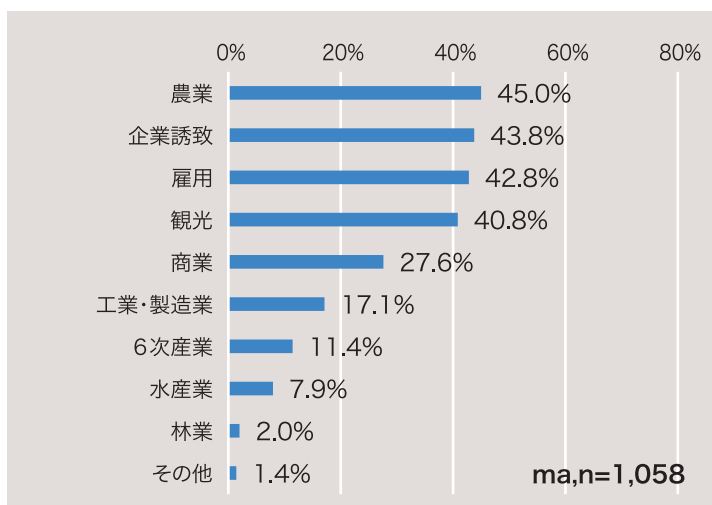
都市基盤・土地利用について

「道路・街路」が45.0%、「公共交通」が44.2%、「土地利用」が43.7%を占めました。その中で20歳代は「住宅・住環境」が43.5%、「公園・緑地」が40.6%、30歳代は「公園・緑地」が42.6%と高い割合でした。



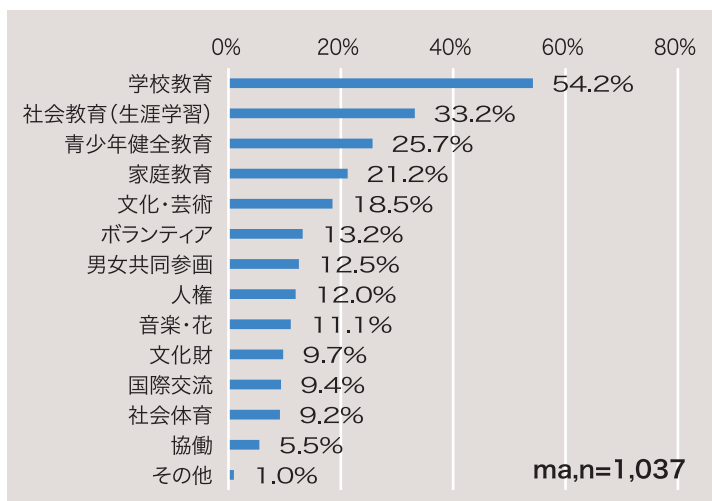
産業・経済・観光について

「農業」が45.0%、「企業誘致」が43.8%、「雇用」が42.8%、「観光」40.8%を占めました。年代が若いほど「観光」の割合が高く、20歳代は51.4%、30歳代は47.5%を占めました。また、年代が高いほど「農業」の割合が高く、70歳代では57.1%を占めました。



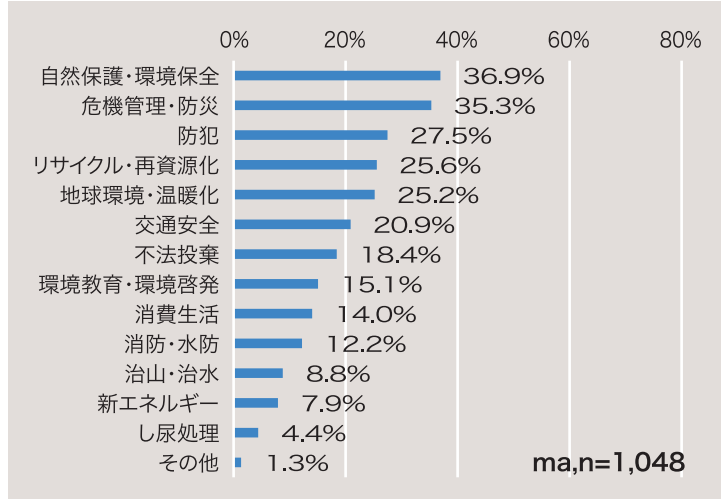
文化・教育・平等について

「学校教育」が54.2%であり、他の項目より突出して高いです。特に20歳代～40歳代は「学校教育」の割合が高く、20歳代は64.7%、30歳代は73.7%、40歳代は70.7%を占めました。



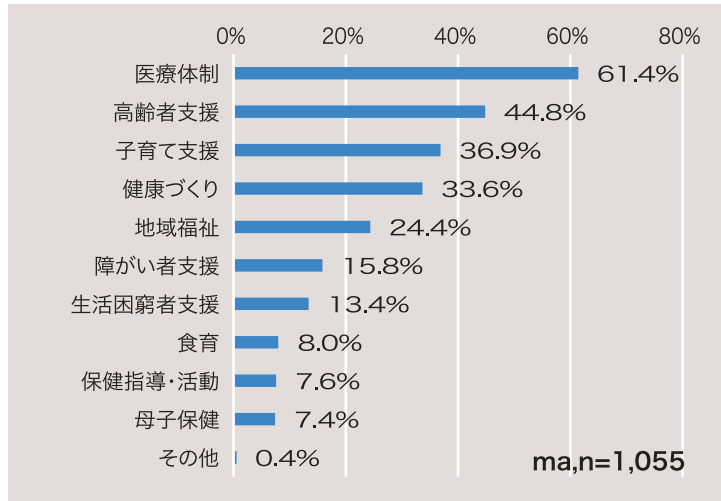
安全・安心・快適について

「自然保護・環境保全」が36.9%、「危機管理・防災」が35.3%と高い割合でした。年代が上がるほど「自然保護・環境保全」の割合が高い傾向にあります。20歳代～40歳代では「交通安全」が30%以上を占めました。



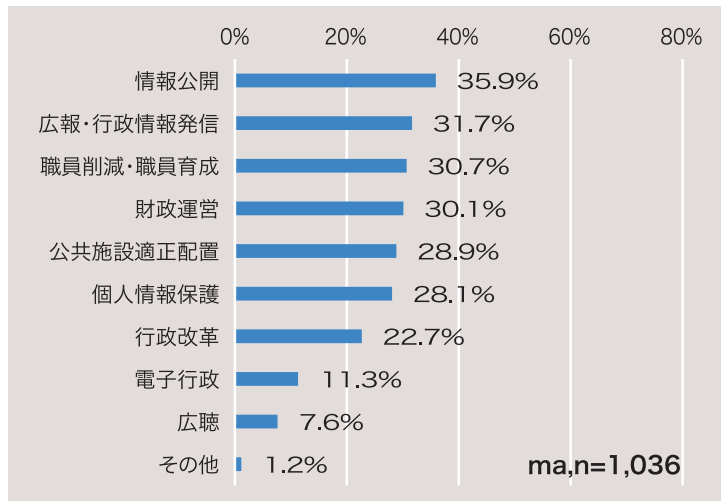
保健・福祉・医療について

「医療体制」が61.4%、「高齢者支援」が44.8%と高い割合でした。20歳代、30歳代では「子育て支援」がそれぞれ64.3%、65.0%と、他の年齢と比べてと高い割合でした。



行財政運営・その他について

「情報公開」の割合が最も高く35.9%、次いで「広報・行政情報発信」が31.7%、「職員削減・職員育成」が30.7%でした。20歳代は「個人情報保護」が34.3%、40歳代は「財政運営」が32.7%で最も高い割合でした。





令和4(2022)年3月発行

編集・発行／玉名市 企画経営部 企画経営課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

TEL:0968-75-1213

FAX:0968-75-1166

E-mail:kikaku@city.tamana.lg.jp

HP: <https://www.city.tamana.lg.jp>



熊本県 玉名市